

韓国における孤児著作物利用促進と拡大集中許諾制度導入の議論

「著作権法 50 周年に諸外国の改正動向を考える
～デジタルアーカイブ、拡大集中許諾制度、孤児著作物対策～」

韓国におけるデジタルコンテンツ流通円滑化の取組み（著作権法の改正）

- 31 条「図書館における複製等」調査研究・保存・絶版図書等の保存（1 項）
国立中央図書館のデジタルアーカイブ(8項、2009年新設)
- 35 条の 5「公正利用（フェアユース¹）」（2011 年新設）
- 24 条の 2「公共著作物の自由利用」（2013 年新設）
- 35 条の 3「付随的著作物利用」、35 条の 4「文化施設等における複製等」（2019 年新設）
- 25 条の 2 第 2 項「教科用図書掲載著作物の複製・頒布・公衆送信」（2020 年新設）

デジタル著作権取引所の沿革

- 2007 年：デジタル著作権取引所（Korea Digital Copyright Exchange：KDCE）構築
- 2008 年：①統合著作権管理番号（Integrated Copyright Number：ICN）、②著作権ライセンス管理システム（Copyright License Management System：CLMS）、③自分の権利探しサイト（旧）の運用開始
- 2012 年：①と②を統合拡大、③を著作権探しサイト（www.findcopyright.or.kr）にリニューアル
- 著作権法 113 条 9 号に基づき、韓国著作権委員会（Korea Copyright Commission：文化体育観光部傘下の公共機関）が運営

デジタル著作権取引所の機能²（www.kdce.or.kr）

1. 統合著作権管理番号 (ICN) を利用する著作権情報の収集・検索機能
 - ICN のメタデータ ①著作物情報 ②著作者・著作権者情報
 - 音楽・言語・放送台本・ニュース・映画・キャラクター画像・放送コンテンツ・公共コンテンツ・美術の 9 分野
 - 全体の ICN 発行件数累計は、2020 年 7 月現在 37,415,859 件

¹ 張睿暎「権利制限の一般規定の導入と運用～韓国の経験から」中山信弘他編『しなやかな著作権制度に向けて』（信山社・2017 年）255-286 頁も参照

² 2015 年までの状況および英国著作権ハブとの比較は、張睿暎「デジタルコンテンツの流通促進に向けた制度設計～韓国・英国のデジタル著作権取引所（DCE）構想および欧米の動向からの示唆～」著作権研究第 42 号（2016 年）117-160 頁を参照

2.著作権ライセンス管理システム（CLMS）によるオンライン利用許諾締結機能

- 現在、音楽・言語・ニュース分野のみ可能。2019年の音楽分野の合計契約件数は5004件、契約により利用された著作物は約11億5000万個
- その他、演奏権使用料契約、レコード二次使用補償金契約、図書館・授業目的等補償金契約の締結

3.法定許諾機能（www.findcopyright.or.kr）

- 著作権者探し
- 未分配補償金対象著作物確認
- 法定許諾：著作権者照会公告、法定許諾承認申請公告、法定許諾承認公告、補償金供託公告、補償金支給事実公告

孤児著作物の法定許諾の運用状況

- 著作権者照会：88,926件
：著作権登録簿³661,554件、委託管理著作物 11,603,417件、
デジタル著作権取引所 43,005,864件の情報を一括で検索
- 著作権者探し公告：961件
- 法定許諾利用承認申請件数：2020年8月現在累計698件（2019年120件）
- 利用承認件数（＝補償金供託件数）：2020年8月現在累計645件（2019年108件）

公共著作物自由利用サイト（<https://www.kogil.or.kr>）

- 公共著作物自由利用許諾表示（Korea Open Government License）のもとで、合計15,907,867件（2020年8月現在）の公共著作物（24条の2）を無料で利用可
：言語13,562,258件、写真2,104,127件、映像274,400件、美術55,944件、
音楽271件⁴

オンライン動画サービスの台頭

- オンライン動画サービス（Over-The-Topサービス：OTT）は、放送に該当せず、伝送（自動公衆送信）に分類されるため、事前の利用許諾が必要
- 著作権および映像実演に関しては、「映像著作物に関する特例（100条1項&3項）」により、映像制作者に譲渡推定され、ある程度の利用円滑化を確保しているが、依然、多数の

³ 韓国著作権委員会の著作権登録サイト（www.cros.or.kr）でオンライン登録も可能である。

⁴ その他、国宝・宝物など文化遺産コンテンツ250万件の情報検索や原文閲覧のできる国家文化遺産ポータル（www.heritage.go.kr）、公共機関が生成・取得して管理している39,757種目の公共データセットを提供する公共データポータル（www.data.go.kr）、2600万件以上のオープンアクセス研究論文の原文を無料利用できる国家オープンアクセスプラットフォーム（www.koar.kr）などがある。

著作隣接権者との事前交渉が難しいため、「拡大集中許諾」が代案として浮上

- 今回の著作権法全面改正の議題

「拡大集中許諾」制度導入の議論

- 2020.7.1. 文化体育観光部は 14 年ぶりに著作権法の全面改正を推進すると発表
- 改正議題は多岐にわたるが、拡大集中許諾制度の導入もその一つ
- オンライン動画サービス（OTT）など、著作物を迅速に大量で利用すべきであるが、無数の著作権及び著作隣接権を確認して一々利用許諾を受けることが難しい分野での拡大集中許諾制度を導入しようとするもの
- 「拡大された集中管理」で発生する未配分使用料は、公的機関で著作権者のために使用することで、公共性を強化する補完策も合わせて導入
- 著作権者の明示的な除外意思がある場合は、利用許諾対象から除外（opt-out）

日本への示唆

1. 信頼できる包括的な権利情報 DB の構築

- 文化庁の取り組み
 - 平成 27 年度「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」
 - 平成 29 年～令和元年度「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」
 - 令和 2 年度「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」
 - 令和 3 年度「個人クリエイター権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステム設計」
- 著作権登録制度の改正⁵
- 孤児著作物情報 DB / 自由利用可能著作物情報 DB

2. コンテンツ利用円滑化

- オンラインワンストップ利用許諾で利用簡素化
- 拡大集中許諾制度の導入？
- フェアユース規定の導入は必要か？

⁵ 張睿暎「著作権登録およびコンテンツ利用におけるブロックチェーン技術の活用可能性と課題」獨協法学第 105 号（2018 年 4 月）231-256 頁も参照